

秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社との
カーボンニュートラルのまちづくりに向けた
包括連携に関する協定書

令和3年11月22日

秦 野 市

秦野ガス株式会社

東京ガス株式会社

秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社との
カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書

秦野市（以下「甲」という。）、秦野ガス株式会社（以下「乙」という。）及び東京ガス株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおりカーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用することにより、カーボンニュートラルのまちづくりによる恵み豊かな環境の保全、市民の安全で安心な暮らしの実現及び市民との共創によるまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) カーボンニュートラルのまちづくりに関すること。
- (2) 安全で安心な暮らしの実現に関すること。
- (3) 市民との共創によるまちづくりに関すること。
- (4) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。
- (5) その他市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める連携事項の具体的な取組内容及び実施方法等については、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙及び丙は、甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙丙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（情報開示等の取扱い）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た情報等を第三者に開示又は提供等をするときは、相手方の承認を得るものとする。本協定が終了した後も、また、同様とする。

(協定の有効期間等)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙又は丙から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとし、その後も、また、同様とする。

2 甲、乙又は丙は、正当な理由により本協定を解除しようとするときは、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和3年11月22日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋昌和

乙 秦野市室町2番11号
秦野ガス株式会社
代表取締役社長 友添修吾

丙 東京都港区海岸一丁目5番地20号
東京ガス株式会社
代表執行役社長 内田高史